

平成23年2月21日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(弐)第7082号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成21年(ワ)第31583号)

平成23年1月17日口頭弁論終結

判 決

控訴人 [REDACTED] ■ ■ ■ ■  
同訴訟代理人弁護士 秋山清人創子  
同 松井優子  
同 松本優子

東京都千代田区大手町1丁目2番4号

被控訴人 プロミス株式会社  
同代表者代表取締役 久保健一  
同訴訟代理人弁護士 芳田新一

大阪市中央区瓦町2丁目2番12号

被控訴人 富士クレジット株式会社  
同代表者代表取締役 大岩秀幸  
同代理人支配人 柏木隆

東京都千代田区鍛冶町2丁目5番15号

被控訴人富士クレジット株式会社補助参加人  
ニッコウファイナンス株式会社  
同代表者代表清算人 中島眞二

主 文

1 原判決中、被控訴人プロミス株式会社に関する控訴人敗訴部分を取り消す。

2 被控訴人プロミス株式会社は、控訴人に対し、411万3926円

及びうち406万2498円に対する平成20年8月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 控訴人のその余の控訴を棄却する。

4 訴訟費用中、控訴人と被控訴人プロミス株式会社との間に生じた費用は、第1、2審を通じ、被控訴人プロミス株式会社の負担とし、当審において生じた費用中、その余の被控訴人らとの間に生じた費用は、控訴人の負担とする。

5 この判決の第2項は、仮に執行することができる。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 主文2項同旨
- 3 被控訴人富士クレジット株式会社は、控訴人に対し、269万3437円及びうち248万8774円に対する平成20年8月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じ被控訴人らの負担とする。

##### 第2 事案の概要

- 1 本件は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である被控訴人プロミス株式会社（以下「被控訴人プロミス」という。），被控訴人富士クレジット株式会社（以下「被控訴人富士クレジット」という。），同被控訴人補助参加人ニッコウファイナンス株式会社（以下「ニッコウファイナンス」という。）及び株式会社クラヴィス（平成3年当時の商号はリッチ株式会社、その後、平成14年に株式会社ぷらっと、平成17年6月に株式会社クオーローン、平成19年12月に株式会社タンポート、平成21年5月に株式会社クラヴィスにそれぞれ商号変更。以下「クラヴィス」又は「クオーローン」

という。)との間で継続的に金銭消費貸借取引を行ってきた控訴人が、

(1) 被控訴人プロミスに対し、控訴人と被控訴人プロミスとの間の原判決別紙1計算書記載の取引（以下「プロミス取引1」という。）のほか、控訴人とクラヴィスとの間の原判決別紙2計算書記載の取引（以下「クラヴィス取引1」という。）及び原判決別紙3計算書記載の取引（以下「クラヴィス取引2」という。）の2口の取引の切替えにより被控訴人プロミスとの間に開始された原判決別紙4計算書記載の取引（以下「プロミス取引2」という。）につき、①被控訴人プロミスがクラヴィス取引1及び2の貸主の地位を譲り受けた、②被控訴人プロミスがクラヴィス取引1及び2における貸主の債務につき併存的債務引受をし、控訴人が受益の意思表示をした、③被控訴人プロミスがクラヴィス取引1及び2における貸主の過払金債務の承継ないし引受けを否定することは信義則に反し許されない、との理由により、クラヴィス取引1、2とプロミス取引2は一連一体の取引であり、クラヴィス及び被控訴人プロミスに対する弁済金のうち平成18年法律第115号による改正前の利息制限法（以下「利息制限法」という。）1条1項所定の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生しているとして、プロミス取引1及び2の過払金元利合計423万6905円及びうち元金合計418万5477円に対する取引終了日の翌日である平成20年8月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求め、

(2) 被控訴人富士クレジットに対し、控訴人と被控訴人富士クレジットとの間の原判決別紙6記載の取引（以下「富士クレジット取引」という。）のほか、控訴人とニッコウファイナンスとの間の原判決別紙5記載の取引（以下「ニッコウファイナンス取引」という。）につき、被控訴人富士クレジットがニッコウファイナンス取引の貸主の地位を譲り受けたから、ニッコウファイナンス取引と富士クレジット取引とが一連一体の取引であり、ニッコウファイ

ナンス及び被控訴人富士クレジットに対する弁済金のうち利息制限法1条1項所定の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生しているとして、300万0265円及びうち278万8774円に対する取引終了日の翌日である平成20年8月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める事案である。

原判決は、クラヴィス取引1及び2がプロミス取引2と一連一体のものとは認められず、プロミス取引2につき貸金残金があるとし、この貸金残金とプロミス取引1により発生した過払金との相殺後の過払金残金として、12万2979円及びこれに対する取引終了日の翌日である平成20年8月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の請求を認容し、また控訴人とニッコウファイナンスとの取引が富士クレジット取引と一連一体のものとは認められないが、被控訴人富士クレジットが債権を譲り受けた当時、既に過払状態で残元金は存しないとして、控訴人が被控訴人富士クレジットに弁済した弁済金合計30万6828円及びうち30万円に対する取引終了日の翌日である平成20年8月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の請求を認容し、その余は棄却した。そこで、控訴人がこれを不服として控訴したものである。

## 2 前提事実、争点及び争点についての当事者の主張

前提事実、争点及び争点についての当事者の主張は、3に当審における当事者の主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の「2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）」、「3 争点および当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 3 当審における当事者の主張

(控訴人)

### (1) 被控訴人プロミス関係

#### ア 契約上の地位の譲渡

控訴人は、被控訴人プロミスの担当者に指示されるままに、クオークローンから被控訴人プロミスへの切替手続に応じたが、この切替手続は、優良顧客である控訴人とのクオークローン取引における契約上の貸主の権利義務一切を、被控訴人プロミスの主導により、控訴人に同意させた上でクオークローンから被控訴人プロミスに引き継ぐというものであり、貸主としての契約上の地位の譲渡に当たる。

#### イ 併存的債務引受

控訴人は、契約切替手続に応じることにより、潜在的な過払金債権を含めて債務引受と同様の法的効果を受けられると認識していたのであり、債務引受に対する默示的な受益の意思表示をした。被控訴人プロミスは、併存的債務引受契約に基づき、過払金返還債務を負う。

#### ウ 信義則違反

被控訴人プロミスは、クオークローンとの業務提携契約締結時にクオークローンがどの程度の過払金返還債務を負担していたかについて、当然、把握した上で、クオークローンが顧客に対して負担する一切の債務について連帶して責任を負う旨合意し、被控訴人プロミスが取引に係る紛争の窓口となることを顧客に表明していたのであり、その後に過払金返還債務について一切負担しないと主張することは、顧客の信頼を裏切り不当に債務を免れようとするものであり、信義則に反し許されない。

### (2) 被控訴人富士クレジット関係

#### ア 契約上の地位の移転

貸金債権と過払金返還債務とは表裏一体のものであり、両者を切り離して譲渡することはできない。被控訴人富士クレジットは、包括契約に基づき貸金債権を譲り受けたのであるから、過払金返還債務についても引き継いでいる。

イ 信義則違反

被控訴人富士クレジットは貸金業者として、債権譲渡時に過払金が発生していることを当然認識していたはずであり、過払金が発生していることを了解した上で、ニッコウファイナンスから包括的な法律関係を譲り受け、その後も控訴人から返済を受けていたのである。過払金の発生を認識了知しつつ譲渡を受け、借主から返済を受け続け、その一方で過払金返還債務の承継のみ否定することは、消費者の利益を著しく害するものであり、信義則に反して許されない。

(被控訴人プロミス)

ア 被控訴人プロミスとクオークローンとの間には契約上の地位の譲渡の合意はない。

イ 併存的債務引受について、否認する。

ウ 信義則上も被控訴人プロミスが過払金返還を受ける義務はない。

(被控訴人富士クレジット)

被控訴人富士クレジットとニッコウファイナンスとの間に契約上の地位の譲渡の合意はされていない。ニッコウファイナンスとの取引において発生した過払金はニッコウファイナンスにおいて返還すべきものである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の被控訴人プロミスに対する請求は、理由があるから全部認容すべきであり、被控訴人富士クレジットに対する請求は、30万6828円及びうち30万円に対する取引終了の日の翌日である平成20年8月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 被控訴人プロミスに対する請求について

(1) 関係証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- ア 被控訴人プロミスは、平成19年5月ころ、貸金業関連法の改正等による事業環境の急激な変化を踏まえ、経営改革の一環として、①個人向け無担保ローン事業におけるコスト構造の改革による収益力の確保、②新たなビジネスモデルの開発による成長基盤の確保に取り組む方針を公表し、100%子会社であるクオークローン、サンライフ株式会社による新規貸付と既存会員への追加貸付を中止し、最終的に廃業させ、優良顧客との取引を自社に取り込むこととした（甲11、12）。
- イ 被控訴人プロミスとクオークローンは、平成19年6月18日、被控訴人プロミス、クオークローン及びサンライフ株式会社の3社間で締結された「プロミスグループ国内金融子会社再編における基本合意書」で定める債権移行に伴う切替契約の実施にあたり、クオークローンの顧客の利益の保護を図るとともに、切替契約に係る業務を潤滑に推進することを目的とする業務提携契約（以下「本件業務提携契約」という。）を締結した（甲13）。
- ウ 本件業務提携契約において、クオークローンが被控訴人プロミスとの間で切替契約を締結した顧客（以下「契約顧客」という。）に対し負担する利息返還債務及び当該利息返還債務に付帯して発生する経過利息の支払債務、その他クオークローンが契約顧客に対し負担する一切の債務について、被控訴人プロミス及びクオークローン双方が連帶してその責を負うものとし、これにより生じた被控訴人プロミスとクオークローンとの連帶債務における両者の負担割合は、被控訴人プロミスは0、クオークローンは10割とする条項（第5条、以下「本件債務引受条項」という。）が定められた（甲13）。
- エ 控訴人は、クオークローンとの間に平成3年8月30日から本件クラヴィス取引1のとおり、また平成5年9月1日から本件クラヴィス取引2のとおり、継続的に金銭消費貸借取引を行っていたが、平成19年8月ころ、

被控訴人プロミス上野支店の担当者から、本件業務提携契約に基づく切替契約手続のため来店するように求められ、同年8月31日に同支店に行き、同支店の担当者から、クオークローンは倒産することになり、これまでの契約は被控訴人プロミスに移され、今後の対応は被控訴人プロミスが行い、これまでのカードは使用できなくなるとの説明を受けた上、「プロミスカード」を渡され、残高確認書兼振込代行申込書などの書類を渡され、署名押印をするように言われ、署名押印し、クオークローンとの間の契約を被控訴人プロミスとの間の契約に切り替える手続をした（甲18、乙イ3）。

オ 上記切替契約に基づき、当時の控訴人のクオークローンに対するクラヴィス取引1及び2の約定債務額101万9993円が被控訴人プロミスから控訴人に対する貸付とされ、この貸付金額がクオークローンの口座に振り込む処理が行われた（乙イ1）。この切替契約後、控訴人と被控訴人プロミスとの間において、継続的な金銭消費貸借取引が行われた。

(2) 以上の事実によれば、本件債務引受条項は、被控訴人プロミスが、クオークローンが契約顧客に対して負担する過払金に係る不当利得返還債務及びこれに付帯して発生する民法704条前段に基づく利息債務その他クオークローンが契約顧客に対して負担する一切の債務につき、被控訴人プロミスがクオークローンと連帶して併存的に債務を引き受けることを約した契約顧客を第三者とする第三者のためにする契約と解することができ、控訴人は、被控訴人プロミスと切替契約を締結した契約顧客であって本件債務引受条項における第三者に該当するものであり、上記(1)エに認定したように控訴人が被控訴人プロミスの求めに応じてクオークローンとの間の契約を被控訴人プロミスとの間の契約関係に切り替える手続をしたことによって民法537条2項所定の契約の利益を享受する意思を表示したものと認めることができ相当である。そうすると、被控訴人プロミスは、控訴人との間で切替契約を締結した平成19年8月31日の時点で、控訴人とクオークローンとの間の継続的な

金銭消費貸借取引より生じた過払金に係る不当利得返還債務及びこれに付帯して発生する民法704条前段に基づく利息債務について併存的に債務を引き受けたものと解すべきである。

(3) 控訴人とクオークローンの間の継続的な金銭消費貸借取引にかかる基本契約は、同契約に基づく借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える弁済により過払金が発生した場合には他の借入金債務が存在しなければこれをその後に発生する新たな借入金債務に充当する合意を含むものと解される。また、被控訴人プロミスは、原審の第6回口頭弁論期日において、利息制限法所定の制限を超える利息を支払うことによって発生した過払金及び過払金に係る利息をその後に発生した新たな借入金債務に充当することについて、過払金発生に係る弁済と借入金債務発生に係る借入とが一連の取引の範囲内のものである限り、異議を述べない旨陳述している。これらを併せ考えると、控訴人と被控訴人プロミスの間の切替契約は、控訴人とクオークローンの間の継続的な金銭消費貸借取引により発生した過払金及びその利息について、切替契約に基づき新たに発生する借入金債務に充当する合意を含むものと解することが相当である。

(4) 以上に認定判断したところを前提として、クラヴィス取引1及び2の弁済金のうち、利息制限法所定の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当し、かつ、発生した過払金につき、発生した時から年5分の割合による利息が付されるものとして計算すると、クラヴィス取引1については、原判決別紙計算書2の平成19年8月31日の「残元金」欄及び「未収過払利息」欄各記載のとおり、168万1200円の過払金及び16万3295円の既発生の利息が生じており、クラヴィス取引2については、原判決別紙計算書3の同日の「残元金」欄及び「未収過払利息」欄各記載のとおり、180万9449円の過払金及び19万1870円の既発生の利息が生じていると認められ、これを同日に開始されたプロミス取引2により発生した借入

金債務に充当すれば、別紙計算書（プロミス取引②）「口座：4237-30420-01」とおりとなり、平成20年7月31日の「残元金」欄及び「未収過払利息」欄各記載のとおり、同日時点で過払金317万9001円及び4万7369円の既発生の利息が生じていることが認められる。なお、プロミス取引1につき、平成20年7月31日時点で過払金100万6476円及び4059円の既発生利息が存在することについては当事者間に争いがない。

そうすると、控訴人は、被控訴人プロミスに対し、過払金及び利息合計423万6905円及びうち過払金元金418万5477円に対する平成20年8月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合の利息の請求をすることはできる。

### 3 被控訴人富士クレジットに対する請求について

#### (1) 契約上の地位の譲渡について

控訴人は、貸付金債権と過払金返還債務が表裏一体であり、両者を切り離して譲渡することができないから、被控訴人富士クレジットが、ニッコウファイナンスと控訴人との間の継続的な金銭消費貸借取引における貸主の地位の譲渡を受けた旨主張する。これに対して、譲渡人であるニッコウファイナンスと譲受人である被控訴人富士クレジットは、両者間の合意の内容が単なる貸付金債権の譲渡であり契約上の地位の譲渡をする意思はなかった旨反論している。

そこで判断するに、本件においては、ニッコウファイナンスと被控訴人富士クレジットとの合意を契約上の地位の譲渡と認めるに足りる証拠はない。継続的な金銭消費貸借取引においても、事柄の性質上、貸付金債権を過払金返還債務と切り離して譲渡することができない理由はない。これが表裏一体として切り離して処分できない旨の控訴人の主張は、採用することができない。

(2) 信義則違反について

控訴人は、被控訴人富士クレジットが貸金業者であるから、債権譲渡時に過払金が発生していることを認識了知した上で債権を譲り受けており、その後、借主から返済を受け続けていたから、過払金返還債務の承継を否定することは、消費者の利益を著しく害し、信義則に反して許されない旨主張する。

そこで判断するに、継続的な金銭消費貸借取引が行われた場合に過払金が発生することがあるとしても、貸付金債権の譲受人において、譲渡人と譲受人との間に親子会社等の資本関係があるなどの事情があれば格別、単に、貸金業者であるということのみをもって、譲り受ける取引につき過払金が発生しているとの認識が常に可能であるとは限らない。本件において被控訴人富士クレジットは、控訴人とニッコウファイナンスとの取引の始期については不知との答弁をした上で、同被控訴人が債権譲渡後に受領した金員についての返還に応じる意向を表明しているにすぎないところ、控訴人は、被控訴人富士クレジットが過払金の発生を認識、了知していたことについての立証をしていない。また、上記(1)に判断したとおり、本件は貸付金債権のみが譲渡された場合であるところ、そのような場合に過払金返還債務の承継を争うことが、直ちに、信義則に反し許されないとする評価を導くことは困難というべきである。

(3) そうすると、ニッコウファイナンス取引と控訴人の被控訴人富士クレジットとの間の継続的な金銭消費貸借取引とは、切り離して考えるのが相当であり、控訴人の被控訴人富士クレジットに対する請求は、原判決の認容にかかる30万6828円及びうち30万円に対する平成20年8月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないというべきである。

4 結論

以上によれば、控訴人の被控訴人プロミスに対する請求は、理由があるから

全部認容すべきところ、これと異なり、控訴人の請求を12万2979円及びこれに対する平成20年8月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める限度で一部認容し、その余を棄却した原判決は一部失当であって、本件控訴はこの部分につき理由があるから、原判決中被控訴人プロミスに関する敗訴部分を取り消し、これを認容することとし、また控訴人の被控訴人富士クレジットに対する請求は、30万6828円及びうち30万円に対する平成20年8月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求める限度で理由があり、その余は理由がないから、原判決中これと同旨の部分は相当である。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 加藤 新太郎

裁判官 柴田 秀

裁判官 加藤 美枝子

東京高等裁判所

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	未収過払利息
1	H19.8.31		3,490,649	0.15				-3,490,649		-355,165
2	H19.8.31		23,180	0.15	0	0	0	-3,513,829	0	-355,165
3	H19.8.31	1,019,993		0.15	0	0	0	-2,849,001	0	0
4	H19.9.27		30,000	0.15	27	0	0	-2,879,001	-10,537	-10,537
5	H19.10.30		30,000	0.15	33	0	0	-2,909,001	-13,014	-23,551
6	H19.10.30	20,000		0.15	0	0	0	-2,909,001	0	-3,551
7	H19.11.30		30,000	0.15	31	0	0	-2,939,001	-12,353	-15,904
8	H19.11.30	6,000		0.15	0	0	0	-2,939,001	0	-9,904
9	H20.1.6		30,000	0.15	37	0	0	-2,969,001	-14,889	-24,793
10	H20.1.6	6,000		0.15	0	0	0	-2,969,001	0	-18,793
11	H20.1.20	2,000		0.15	14	0	0	-2,999,001	-5,678	-22,471
12	H20.1.31		30,000	0.15	11	0	0	-2,999,001	-4,461	-26,932
13	H20.1.31	10,000		0.15	0	0	0	-3,029,001	-11,881	-28,813
14	H20.2.29		30,000	0.15	29	0	0	-3,029,001	0	-17,813
15	H20.2.29	11,000		0.15	0	0	0	-3,059,001	-12,827	-30,640
16	H20.3.31		30,000	0.15	31	0	0	-3,059,001	0	-23,640
17	H20.3.31	7,000		0.15	0	0	0	-3,059,001	-2,507	-24,147
18	H20.4.6	2,000		0.15	6	0	0	-3,089,001	-10,029	-34,176
19	H20.4.30		30,000	0.15	24	0	0	-3,089,001	0	-27,176
20	H20.4.30	7,000		0.15	0	0	0	-3,089,001	-2,531	-27,707
21	H20.5.6	2,000		0.15	6	0	0	-3,119,001	-10,549	-38,256
22	H20.5.31		30,000	0.15	25	0	0	-3,119,001	0	-31,256
23	H20.5.31	7,000		0.15	0	0	0	-3,119,001	-13,208	-44,464
24	H20.7.1		30,000	0.15	31	0	0	-3,149,001	0	-34,464
25	H20.7.1	10,000		0.15	0	0	0	-3,179,001	-12,905	-47,369
26	H20.7.31		30,000	0.15	30	0	0	-3,179,001	-7,817	-55,186
27	H20.8.18			0.15	18	0	0	-3,179,001		

これは正本である。

平成 23 年 2 月 21 日

東京高等裁判所第 22 民事部

裁判所書記官 内 村 淳 志

